

\*水俣病溝口訴訟弁護団は、2013/04/16最高裁判決で勝ち取った成果を、この社会で実現化するまで、弁護団として活動を続けて行きます。今後も、多くの方々のご支援、ご鞭撻をお願いします。

## 不知火海（八代海）沿岸住民の健康悉皆調査を行い、非暴露地域の住民との比較をしなければ、水俣病被害の実態は把握できない

もたもたしているうちに、前号から半年以上が過ぎてしまいました。この間、水俣病事件についてさまざまな動きがありましたが、水俣病の実態・被害を矮小化し、終わりにしてしまう動きが急速かつより巧妙に進んでいます。

### <やっていることは40年前と同じ>

4月27日の閣僚会議後会見で小泉進次郎環境大臣は、2009年特措法に定められている住民健康調査に用いる「客観的診断方法」のメドを来年秋頃までに見極めると発言しました。

この基となるのは、国立水俣病総合研究センター（国水研）が2015年からの5カ年計画でおこなってきた、プロジェクトの「研究成果」です。脳磁計（MEG）と磁気共鳴画像装置（MRI）という最新の医学機器を組み合わせて、大脳の障害パターンを調べようと言うものです。

一見すると一歩進んだ研究のようですが、これには大きな落とし穴があります。

それは、水俣病に分類する被験者を認定患者のみに限定していることです。

しかし、メチル水銀の曝露があり感覚障害のある人、すなわち1995年「政治決着」対象者や2009年特措法受給者も水俣病患者の分類にして、他の地域（非暴露地域）の人との比較をしなければ、メチル水銀の人に対する影響を把握することはできません。

国水研のやっていることは、行政が医学的根拠もなく恣意的に絞り込んできた「認定患者」の最大公約数を求めているのに過ぎません。

チッソ水俣病関西訴訟の闘いによって、水俣病の感覚障害の責任病巣は大脳皮質（中枢性）であり、末梢神経ではないことが解明されました。従来の水俣病像が否定されたのです。

本来ならばこの知見を基に、今度はメチル水銀が食物を通じて人の体内に入り脳に達したときに、どのように脳を傷害して、症状としてはどんな様相を示すのかを調査する段階、すなわちメチル水銀暴露地域（不知火海沿岸）の住民悉皆調査に進むべきでした。

しかし、環境省はこの悉皆調査を拒み、今度は大脳の特定位がまんべんなく傷害されるというモデルを仮定して、このモデルに合わないとは水俣病ではないと主張し始めました。

例えば、人の感覚には表在覚、深部覚、複合覚とありますが、環境省モデルではこの3感覚全てが低下する、感覚障害の変動はないはずだ、またこむら返り（カラス曲がり）とメチル水銀との因果関係は証明されていない、等々。

現在の認定患者でも、3感覚全てが低下している人の方が少ない、感覚障害が変動する人の方が多、という実態が、熊本大学や熊本県認定審査会委員（内野誠）の調査でも認められています。こむら返りの頻度の多さと異常さは、水俣病患者と話をしていれば、私たちでもすぐに分かります。

かつて水俣病事件では、ハンター・ラッセル症候群から水俣病の原因物質がメチル水銀であり、その流出元がチッソ工場の排水であることを突きとめながら、その後の必要な住民健康調査がなされませんでした。そして、水俣病＝ハンター・ラッセル症候群と病像を矮小・固定化して、感覚障害の責任病巣は末梢神経だとした1977（S52）年判断条件に合わない人々を切り捨ててきました。今、40年前と全く同じ事を繰り返そうとしています。

そして裁判では、水俣病患者を診たことがない山本悌司などの「医学者」が、環境省モデル

を当てはめて原告の水俣病罹患を否定し、その「医学者」の意見が、実際に水俣病患者を何十年も診ている医師の意見よりも重視されるという、信じがたい状況になっています。

### <強弁を重ねる国・県>

環境省や熊本県は、未だに感覚障害の責任病巣は中枢性・末梢性の両方であると主張し続けていますが、数々の知見が積み上げられ、末梢性説は否定されています。

すると「初期の頃と1965年（S40）後半以降では病像が違う」（内野誠・熊本認定審査会委員 2020/12/21 水俣病被害者互助会 義務づけ訴訟第25回口頭弁論）と言い出しました。

それでいて、水俣病の「典型的」な感覚障害とは何か、と問われると、内野氏は初期の重症例を挙げて、判断基準は変わっていないと証言しました。

病像が変われば、それに合わせて判断基準も変えていかなければならないはずです。こんな真っ当な話さえ、国や県は否定しています。

### <根拠なき暴露の否定>

3月19日付け国の公害健康被害補償不服審査会の裁決では、チッソが水俣川河口に排水路を移動する1958年9月以前は、水俣市隣の鹿児島県出水市沖には、メチル水銀汚染は広がっていなかったという判断をしています。

チッソは1932年（S7）からアセトアルデヒドの合成を始め、少なくとも1958年9月まではこの廃水を無処理のまま百間港（水俣湾）に放出しています。

今回裁決で棄却された人が魚を捕っていた下山海岸は、水俣湾から約13kmしか離れていません。26年間も流し続けたメチル水銀が水俣湾にとどまり続けていたのでしょうか。

鹿児島県も当時、この地域の海洋汚染の調査はしておらず、出水沖の魚介類が安全だったという根拠は何もありません。

### ○環境省に対する情報開示請求

71号、72号の続報になりますが、こちらも少しややこしい経緯で進んでいます。

もともとの開示請求は、水俣病に関する日本神経学会の見解と環境省の意見照会文でした。

既に裁判に証拠として提出されていた文書で隠す必要もないものでしたが、環境省は「国の立場を不当に害する」として、不開示としました。この不開示処分は、環境大臣への審査請求を経て開示されました。

そこで、何故、開示されるべき文書を不開示にすると判断したのか、その経緯が分かるよう行政文書の開示を請求しました。

この請求に対して、環境省は最初は「争訟に関するものであり、国の地位を不当に害する」という抽象的な理由によって不開示としました。

これに対しても審査請求を行い、具体的な理由を説明しないのは違法という裁決を得ました。

すると環境省は今度は、その存否を明らかにすると「事実上開示することになる」と言いだして、文書の存否確認さえも拒否してきました。

そこで再度の審査請求をするとともに、法務省に対しても、環境省と協議したことが明確になりましたので、その経緯についての文書開示請求を行っています。

### ○各地訴訟の口頭弁論日程

新型コロナの感染が治まらず、各地の訴訟や活動との情報交換が困難な状況が続いています。

以下は私たちが把握できている弁論日程です。

#### \* 水俣病被害者互助会 認定義務付け訴訟 熊本地裁

05/21 被告側証人 山本悌司（総合南東北病院）

06/11 原告本人尋問 3名

06/23 原告本人尋問 2名

07/09 原告本人尋問 2名

#### \* 倉本チズ訴訟 熊本地裁

07/14 第8回口頭弁論

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局 郵便口座：00130-9-482335「水俣病行政訴訟事務局」

〒337-0033さいたま市見沼区御蔵1247-8 鈴村多賀志方 FAX：048-683-7098

<http://mizoguchisaiban.o.oo7.jp/index.htm> (2年ぶりに更新しました リンクフリーです)

「チエの話」それは溝口チエさんの話、「知恵の輪」それは一見複雑だが実は単純なカラクリ、

「知恵の環」それは不条理を許さない人々の繋がり、「千重の和」それは向き合うことの積み重ね